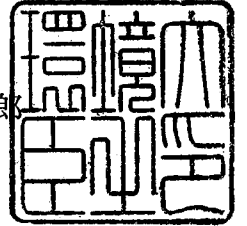


諮問第529号
環水大土発第2005181号
令和2年5月18日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
小泉進次郎



農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

メチル=4- [(4, 5-ジヒドロ-3-メトキシ-4-メチル-5-オキソ-
1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) カルボニルスルファモイル] -
5-メチルチオフェン-3-カルボキシラート (別名チエンカルバゾンメチル)

(別紙2)

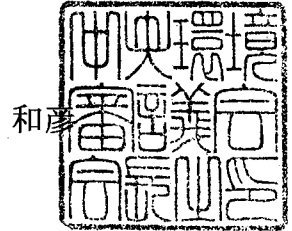
2 - [3 - (エチルスルホニル) - 2 - ピリジル] - 5 - (トリフルオロメチルスルホニル) - 1, 3 - ベンゾオキサゾール (別名オキサゾスルフィル)

1 - ナフタレニル = メチルカーバメート (別名カルバリル又はNAC)

中環審第 1119 号
令和 2 年 5 月 18 日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和 2 年 5 月 18 日付け諮問第 529 号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。